

総務部

副会長 円城寺 力 男

柔道整復師の「国民医療の使命達成」に関する要請で国会・厚生省と懇談会開催

日 時 平成6年2月3日(木) 午前10時より

場 所 衆議院第二議員会館第三会議室

出席者	公明党副書記長	遠 藤 和 良
	自治省政務次官	冬 柴 鐵 三
	党政審福祉・文教委員会副委員長	横 尾 和 伸
	〃 厚生部会長	榎 屋 敬 悟
	〃 法務部会長	倉 田 栄 喜
	衆議院議員	富 田 茂 之
	〃	東 順 治
	〃	弘 友 和 夫
	〃	久 保 哲 司
	〃	青 山 二 三
	〃	福 島 豊 昶
	参議院議員	風 間 節 昶
	〃	武 田 順 子
	党組織対策局常任委員	山 岸 順 次
	神崎郵政大臣秘書	
	山口防衛庁政務次官秘書	
	及川厚生部会副部長秘書	
	厚生省健康政策局医事課長	今 田 寛 睦
	〃 〃 医事課課長補佐	大 角 亨
	保険局医療課課長補佐	野 口 尚
	〃 〃 保険医療企画調査室長	皆 川 高 尚
	〃 〃 療養指導専門官	片 町 健 夫
	〃 〃 企画官	中 島 正 治
	協同組合日本接骨師会	
	会 長	登 山 勲
	副 会 長	円城寺 力 男
	福岡県幹事	陣 川 友 幸
	兵庫県幹事	細 田 宣 光
	千葉県幹事	藪 崎 公 子
	事 務 局	山 田 和

平成6年2月3日 懇談会における厚生省の意見（概要）

1. 「診」の用語を医師のみの使用としたことは、医師の医業とその他の者の医業を区別したい趣旨です。
2. 「差別用語」として指摘された中で、特に「診断書」については控えてもらっている。医師の診断書と混同されると困るから。
3. 「証明書」については、従来より協力している。
4. 今回、指摘された「変則用語」は、特別に法律によるものではなく、行政指導です。
5. 広義の医業と狭義の医業について、特に用語の違いはありません。
6. 判例やその他で「診」の用語を用いて柔道整復師の業務を扱っていることは知っている。
7. 従来、医師以外の者の「診」用語排除は、非資格者の医業可能をも対象としているため排除した方がよいと考えていました。
8. 「差別用語」ではなく「区別」したものです。

平成6年2月3日 懇談会における議員より指摘された事項（概要）

1. 診察・診断・診療を検察・検断・検療などに、初診・再診・往診・休診を初検・再検・往療・休検などに、入院を入室などに、このような用語の使用を規定したものはないことが明らかとなった。
2. 広義の医業と狭義の医業について、特に用語の区別・差別規定がないことが明らかとなった。
3. 医師法対柔道整復師法の関係が明らかとなり、整復師業務範囲内に対しては医師法に抵触しないことが明らかとなった。
- ④ 4. 柔道整復師業務において、診察・診断・診療などの「診」の用語使用不可規定のないことが明らかとなった。
5. 当局の「診」の用語が医師のみの独占用語とする解釈が、医業を行う者・資格者と解することが適正とされた。即ち、刑法などで「医師の診断書」云々と言うことはこれをもって整復師の医業に対して適正な医療用語の使用を否定するような規定ではないことを指摘した。
6. 今回、(株)日本接骨師会などから指摘された「差別医療用語」の当局の取り組みが、「法

律による指導」ではなく行政解釈による「行政指導」であることが明らかにされた。

7. 今回の指摘を受けた「差別医療用語」の改善については、特に法律の改正などは関係なく、行政指導の改善で十分であることが明らかにされた。
8. 憲法の職業選択の自由の規定による非資格者医業と、一定の資格者である整復師医業を同一視することは乱暴。資格者がその業務に基づいて診断書を発行することは別に差し支えない旨が示された。
9. 「診断書」について、医師とその他の者が混同されると困ると言うが、発行者が明確に柔道整復師である旨を表せば良いことが示された。
10. 当局の姿勢が、国民の意識や現実の実態から遊離したものであることが明らかにされた。
11. 当局の法律解釈や運用及び行政指導について、改めて国民のためのものという事に対して離反したものであることが明らかにされた。

以上のような貴重な成果が今回の算定基準改正にあたり単価以前の最重要問題として当局に提案される基礎となっています。

また、算定方法の抜本改正の重要な取り組みとして、整復師の医業性の確立や治療範囲などの業権業務の考え方についても既に当局との相互理解に立って提案されましたが、その参考は次の通りです。

柔道整復師の業務に関する疑義

柔道整復師の診断と医師の診断での差異はあるが、しかし、柔道整復師業務範囲での診断や判断は否定されるものではない回答。

整復師診断書「可」回答

患者の医療を妨害し、医師の医療とした失当の注意

奴隸整復師業界問題の典型

Japan Medical Journal 日本醫事新報

No. 3518

平成3年(1991年)9月28日

週刊

（大正十年二月五日第三種郵便物認可）

医事法制

柔道整復師の業務に関する疑義

〔問〕このたび柔道整復師がその業務に基づく判断およびその証明について、医師の「診断」およびその「証明」ではないから不可とする事件が発生した。そこで日本接骨師会（協）からの左記の件につき照会したい。

柔道整復師は医学的判断をする余地がないか、また、そのような判断を書面にて交付することは可能か。

（東京 丁生）

〔答〕医師が患者の健康状態に關し、医学的見地から行う総合的判断を「診断」と称し、これを証する書面を「診断書」と称するが、このことをもって柔道整復師が法律上認められた業務（柔道整復師法第一五条）の範囲内において、施術のうえで必要な判断を行うことを否定するものではなく、その判断に基づく書面の交付を禁止するものではない。

なお、柔道整復師の行う施術行為は広義の医療行為に含まれる。

（厚生省健康政策局医事課）

本件回答を見れば医師対整復師の關係が如何に対抗的なものではなく共存的なものであるかわかると思います。本件は損保業界など關係業界の整復師社会への理解不足や誤りのため、医師対整復師の關係を対抗的なものとみなし、「診断・診断書の発行は医師のみができる」とし、強引にこの理論を整復師の正当業務にまで及ぼし否定する乱暴をしていることを注意したものです。整復師がその業務に基づき医学的判断を行いこれを表す証明書等を発行することは医師の診断等を理由に何等否定されるものではないことを指摘するものです。